

早稲田大学大学院政治学研究科

博士学位申請論文

石川涼子「多文化主義の政治理論とカナダにおける実践の研究」

論文概要書

文化や言語、宗教的に異なる集団を抱える政治的共同体において、どのように政治を行えば、市民の自由と自治をよりよく実現することができるのだろうか。これが、多文化主義が直面する最大の課題である。多文化主義を国是として採用していることで知られるカナダ政府によれば、カナダが多文化主義的な社会であるというとき、多文化主義という語には、いくつかの解釈の余地がある。第一に、社会学的な事実としての多文化状況がある。カナダには、異なって在ることをよしとする多様な文化集団が在住している。第二に、こうした多様性を賛美し、維持することを目指す理念やイデオロギーとしての多文化主義がある。第三に、多様性の維持のための政策としての多文化主義がある。第四に、多文化主義は、文化的少数派が特定の目的を達成しようとして、中央政府からの支援を得るために競争する過程も指す。

政治理論の観点から多文化主義を考えるさいに特に問題になるのは、二番目に挙げた理念としての多文化主義である。事実としての多文化状況に直面して、これを維持しつつ政治統合を可能にするような政策を行うために、どのような哲学や理論に基づいて行うかについて、とりわけ 1990 年代以降、注目が集まった。

文化の多様性に直面して、どのように自由を確保しつつ、どのように政治を行うかという問題は、新しいものではない。J. S. ミル (J. S. Mill) はかつて、国家の境界線とナルな境界線とが一致することは、自由な政治制度の必要条件であると述べた。これは、例えば市民が異なる言葉を話す社会では、意思の疎通が難しく、信頼も育まれにくいやえに、共同の政治へと関わる力よりも、むしろ市民を分断するような力が増大しやすいことを指し

ている。ここには、市民の中に言語や文化、宗教の面で集団的な多様性があると、安定した政治が困難になるという想定がある。

確かに市民のなかに異なる文化を持つ集団がいることは、政治の運営の点から見ると必ずしも望ましいことではない。だが、こうした多様性は、むしろ自由を手に入れるために不可欠なものであるという主張もある。これは例えば、上述したミルの見解に批判的な、アクトン卿（Lord Acton）の議論に見られる。アクトン卿によれば、もしもネイションの境界線と国家の境界線とが一致すれば、市民は似通った考え方をする市民とばかり付き合うことになり、社会が発展することはない。しかも、彼の考えでは、このような社会は全体主義的になる。社会の発展のためには、複数のネイションがひとつの国家の中に共に住み、多様なネイションの共存を可能にするような政治を目指して国家が成熟していくなければならないというのである。

これは 19 世紀の古典的な論争であるが、現代においても、同様の論争が見られる。すなわち、一方では、文化的に多様な集団からなる国家では安定した政治が困難であるので、政治的安定を確保するために、政府はどのような文化集団に対しても中立的であるべきであり、誰にでも平等に権利を付与するべきだという考え方がある。このとき、特定の文化集団に何らかの特権を付与することはむしろ不平等であり、市民の連帯を損なうことになるので、政府は市民の文化的多様性には関与しないことがよいとされる。これが、いわゆる手続的リベラリズム（procedural liberalism）に基づく多文化主義論である。その一方では、政府が市民の文化的多様性を積極的に受け止めていくことで、政治的共同体への帰属意識が強まり、より充実した政治的自由を実現することができるという考え方がある。これは、いわゆる「承認の政治（politics of recognition）」を擁護する論者に見られる主張である。このように見ると、文化や言語、宗教的に異なる集団を抱える政治的共同体において、どのように政治を行うかという問題への応答に見られる対立は、ミルやアクトン卿の時代とほとんど変わっていないと言えよう。

手続的リベラリズムと承認の政治に代表される多文化主義の政治理論の妥当性は、これ

までしばしば個人的自由や平等といったリベラリズムの観点からのみ論じられてきた。これに対して本研究は、多文化主義の政治理論を評価するために、リベラリズムとの適合性を論じるだけでは不十分であり、市民は自らを統治するときに自由であるというデモクラシーの理念に基づく「自治（self-government）」の観点からも評価がなされるべきであると主張する。もちろん、多文化主義の政治理論は、広い意味でのリベラリズムの枠組みの中で展開されるものである。だが、リベラリズムだけでなく、自治というデモクラシーの観点からも妥当性を検討しなければ、多文化主義の政治理論を正当に評価することはできないことを本研究は明らかにする。本研究の第1部となる前半の3章では、承認の政治で知られるチャールズ・ティラーの議論を軸に、現代政治理論における多文化主義的な政治統合の構想を考察する。

第1章では、多文化主義の意義を理解するために、現代政治理論において「文化」が持つ意味を考察する。まず、そもそもなぜ多様な文化の承認が要請されるのかについて、「再分配の政治」と「承認の政治」という区別を用いて説明する。さらに、文化に対して中立性を貫く立場と、文化を積極的に政治に反映しようとする立場を比較し、従来のアプローチの何が不十分であったのかを明らかにする。そのうえで、文化の定義にまつわる困難、文化的権利と個人的自由の両立可能性という多文化主義にまつわる二つの問題を検討し、本研究が取り組むべき問題点を明らかにする。

第2章では、多文化主義は、文化集団の承認要求にどう向き合うべきかを検討する。リベラリズムは、文化に対する中立をよしとする。これに対して「承認の政治」を主張する論者たちは、中立を保とうとしても、不可避的に特定の言語や文化を奨励してしまうと指摘する。だが一方で、多様な文化集団を無制限に承認すれば、国家崩壊の危険がある。第2章では、このテーマに関する中心的な論者であるジョン・ロールズ（John Rawls）、チャールズ・ティラー（Charles Taylor）、ウィリアム・コノリー（William Connolly）の議論を比較検討する。この比較を通じて、多様性の尊重と政治的な共同性の維持を両立させる構想として、ティラーの構想が優れていることを述べる。

第3章では、シヴィック・ナショナリズム（civic nationalism）を通じた政治統合を批判的に考察する。エスニック・ナショナリズム（ethnic nationalism）は文化や言語、宗教などの継承されたアイデンティティに基づくが、これに対して、シヴィック・ナショナリズムは法の支配を前提とし、平等な市民がお互いの権利や慣習を認めつつ同じ政治的共同体への帰属の感覚を共有する。そのため、より民主的で合理的な多文化主義国家の基礎になるものであり、エスニック・ナショナリズムを克服できるという主張がある。このような主張に対して、第3章では、シヴィック・ナショナリズムを擁護するブライアン・バリー（Bryan Barry）の議論の批判的考察を通じて、シヴィック・ナショナリズムがより望ましいとはいえないことを示す。そのうえで、文化に基づく諸権利を容認するテイラーの構想が、バリーの批判とは異なって、リベラリズムに適うものであることを明らかにする。

第2部となる後半3章では、第1部で擁護したテイラーの主張が、現実の多文化国家においても有効であるのかを考察するために、カナダの事例に注目する。

第4章では、カナダにおける多文化主義のユニナショナル・モデルとマルチナショナル・モデルを論じる。カナダでは、その多文化主義について二つの理解がある。ひとつは、カナダは多文化主義的な《ひとつのカナダ・ネイション》を有していると考える「ユニナショナル・デモクラシー」という理解である。もうひとつは、カナダの中に複数のネイションが存在すると考える「マルチナショナル・デモクラシー」という理解である。この理解によると、カナダにはカナダ全体を覆うネイションもあるが、そのなかに、ケベックや先住民といった内的ネイションが存在する。いずれの理解を採用するかによって、多文化主義政策の在り方は異なる。第4章では、それぞれのモデルの特徴と問題点を確認し、それを克服する手がかりを、テイラーが論じるデモクラシーによる排除の最小化という構想に求める。

第5章では、デモクラシーは強い結合（coherence）を必要とすると論じるテイラーが、デモクラシーが引き起こす排除（exclusion）にどのように対処するかを、カナダの事例を手がかりに検討する。2007年2月、カナダのケベック州で、移民の文化に対する配慮措置（accommodation）の見直しを検討するための「文化的相違に関する配慮措置についての諮

問委員会」が設置され、議長の一人としてテイラーが着任した。テイラーは、「民主的排除のダイナミクス」と題された論考において、デモクラシーそのものに排除の傾向があることを、デモクラシーに固有のディレンマとして指摘している。報告書で示された包摂性の理念と、テイラーが上記の論文で示したデモクラシーのディレンマとその処方箋は、どのような関係にあるのだろうか。この問い合わせを検討することを通じて、テイラーが指摘するデモクラシーによる包摂と排除、そして排除に対する政治的アイデンティティの共有という処方箋が、上記の報告書のなかに反映されており、しかも多文化社会におけるより包摂的なデモクラシーを構築するためのひとつの道筋を示したこと述べる。

第6章では、多文化主義において分離独立を容認することの意義について考察することで、リベラル・デモクラシーの理念に基づいて分離独立の要求にどのように対処することができるかを考察する。分離独立とは、ひとつの国家からある一部の地域が自治を求めて独立し、主権を獲得することを指す。テイラーらや、リベラル・ナショナリズムの論者たちは、多文化主義的な承認の政治を擁護するが、分離独立権の容認についてはリベラル・デモクラシーの理念に合致するものではないとして消極的である。だが、ケベックの分離独立についてカナダ連邦最高裁が示した分離独立に対する見解は、分離独立を可能性として容認することによって、より包摂的なデモクラシーに結びつくことを示したといえる。このように、自治を求める複数のネイションが共存する多文化国家における政治統合を可能にするような政治の構想のために、分離独立権の容認が果たす役割を明らかにする。

以上の考察を通じて、本研究は結論として次の二つことを示す。第一に、手続的リベラリズムをとる論者たちが承認の政治をリベラルでないと批判するが、承認の政治もリベラル・デモクラシーに適う構想である。第二に、文化に基づく集団的諸権利を認める承認の政治において求められているのは、文化的な多数派と少数派のそれぞれが自治を実現するような政治に結びつくことである。

このことは、おそらく、多文化主義を論じる際に、抽象化された普遍的な概念のみによって議論を進めても、実践的な問題を解決することはできないことを示唆している。これ

は、一口に多文化主義といつても、現実に存在する多文化主義は実に多様であり、それぞれの社会がおかれた具体的な状況の中で共存の道を探るものだからである。だがこれは、日本やカナダ、アメリカといった具体的な社会状況から離れた哲学的あるいは理論的な考察が無用であることを意味しない。そうではなく、政治理論研究における蓄積を実際の社会状況に適用し、そこで得られた知見を政治理論に生かしていくような研究が求められていることを示しているのである。